

広島県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
こばやし眼科	尾道市天満町一六番一四号一	令和五年三月三二日
のぞみ薬局	尾道市因島重井町五二四三番地五	令和五年二月二四日
高田耳鼻咽喉科医院	府中市元町四四六番地八	令和五年三月三二日
金子歯科医院	三次市吉舎町三玉五〇八番地一	令和五年三月三二日
有限会社えばた薬局	大竹市元町一丁目一番一号	令和五年三月三二日
おおたけ駅前薬局	大竹市新町一丁目二番七号	令和五年三月三二日